

美濃加茂市公告第 18 号

前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務公募型プロポーザル方式を以下のとおり実施する。

令和 4 年 10 月 3 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

1 発注主管課 美濃加茂市建設水道部土木課

2 業務概要

- (1) 業 務 名 前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務
- (2) 業務場所 美濃加茂市前平町 3 丁目地内
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 5 年 12 月 28 日まで
- (4) 目 的 市が管理・運営する前平公園について、より一層の利用促進と効率的・効果的な整備・運営・維持管理を図るため、公募型の方法により、当該公園の整備や維持管理、運営を一体的に担わせる民間事業者を選定し、官民連携事業手法による展開を図ることを計画している。民間事業者の募集・選定に際し、事業の適正かつ確実な実施のため、官民連携事業の進捗に必要な高度な技術力を有し、民間活力を活用した事業手法に関する幅広い知識や専門的能力を有する専門家からの支援を受けることを目的とする。
- (5) 業務内容 別紙「前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務特記仕様書」のとおりとする。
 - (1) 上位計画の位置づけ整理
 - (2) 計画準備及び前提条件の整理
 - (3) 施設の機能整理及び配置検討
 - (4) 運営計画の検討
 - (5) 事業スキームの検討
 - (6) サウンディング調査実施支援
 - (7) 総合評価及び課題の整理

3 参加資格

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 美濃加茂市プロポーザル方式等実施要綱（令和元年度美濃加茂市告示第 23

号。以下「要綱」という。) 第4条第1項各号に規定する者であること。

- (2) 美濃加茂市競争入札参加資格者名簿（以下「参加資格者名簿」という。）に登録されていない者であっても、要綱第4条第2項に規定する書類を参加表明書に添付し、参加することができる。ただし、契約の相手方となったときは、契約締結時までに参加資格者申請をするものとする。
- (3) 過去5年間（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間）に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号）に基づく事業に関する導入可能性調査業務及びアドバイザー業務のうち、都市公園を事業対象とした業務若しくは都市公園法に基づく公募設置管理制度（Park-PFI）に関連する業務又は本業務に類似する業務の受注実績がある者であること。
- (4) 管理技術者及び照査技術者は、技術士登録の総合技術監理部門（建設-都市及び地方計画）又は建設部門（都市及び地方計画）、RCCM（都市計画及び地方計画）若しくは建築士法による1級建築士のいずれかの資格を有する者を配置すること。

4 失格要件

参加表明書を提出してから受注者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象より除外し、その理由を付して文書で通知するものとする。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 一つの参加事業者が複数の提案を行った場合
- (4) 提案書等の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (5) 参加承諾届又は提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (6) 参加事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- (7) 会社更生法の適用申請等により、契約の履行が困難と認められる状態に至った場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 著しく信義に反する行為があった場合

5 参加に関する留意事項

- (1) 参加事業者は、提案書等の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 参加に関して必要な費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提案した内容は、実現を約束したものとみなす。
- (4) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用・不採用に

関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類等の内容を無償で利用できる。

- (5) 参加事業者から実施要領に基づき提出される書類は、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更することができないものとし、また、その理由如何に関わらず提案書等の返却はしない。
- (6) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求め、また記載内容に関する聞き取り調査を行うことがある。
- (7) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、美濃加茂市情報公開条例（平成11年美濃加茂市条例第20号）に基づき、提案書等を公開することがある。
- (8) 提案書等の提出は1社につき1件とし、複数案件は認めないものとする。
- (9) 本プロポーザルを遂行する上で知りえた情報及び内容を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。これは、本プロポーザルの終了後も同様に適用する。

6 スケジュール（実施要項10月3日公告）

参加表明書の提出期限	令和4年10月17日(月)17時まで
質問の受付	令和4年10月3日(月)9時から 令和4年10月14日(金)17時まで
質問の回答	令和4年10月20日(木)
提案書等の提出期間	令和4年10月21日(金)9時から 令和4年10月31日(月)17時まで
第1次審査（書類審査）	令和4年11月8日(火) ※提案者が5者以下の場合は、1次審査を省略する。
第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年11月22日(火)（予定）
契約の締結	令和4年12月中旬（予定）

7 参加表明書の提出

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル方式等参加表明書（様式第1号）

（様式はホームページで取得すること。窓口では配布しない。）

なお、参加資格者名簿に登録されていない者の場合は、要綱第4条第2項に規定する以下の書類も提出すること。

- ・履歴事項全部証明書（法人又は商号登記している個人のとき。）
- ・身分証明書（商号登記していない個人のとき。）
- ・直近の事業年度における財務諸表等の写し

- ・ 国税の納税証明書（法人にあっては法人税、個人にあっては申告所得税に係るものかつ消費税及び地方消費税に係るもの）

- ・ 参加しようとする事業所の所在地における市町村税の完納証明書

- ②事業者の業務実績調書（様式第3号）

- ③管理技術者及び照査技術者調書（様式第4号）

(2) 提出先

土木課への持参。提出期間は、令和4年10月3日（月）午前9時から令和4年10月17日（月）午後5時までとする。

(3) 参加資格の認定及び通知

参加資格の認定は、令和4年10月19日（水）をもって行うものとし、その結果は、令和4年10月20日（木）に通知する（郵送）。

(4) 参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

参加資格が認められなかった者は、令和4年10月26日（水）までに書面により理由について説明を求めることができる。説明を求められたときは、令和4年10月31日（月）までに書面により回答する。

8 質問の受付・回答

(1) 提出方法 参加事業者は、法人名、担当者名、担当者連絡先及び質問内容を簡潔にまとめ、ファックス又はEメールで提出するものとし、送信時には必ず電話で受信の確認を行うものとする。

(2) 提出先 土木課 TEL：0574-25-2111（内402）

FAX：0574-27-3764

e-mail：doboku@city.minokamo.lg.jp

(3) 回答方法 質問はまとめてEメールにより全参加事業者へ回答する。なお、軽易な事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度個別に回答することがある。なお、質問の内容によっては回答しない場合がある。

9 提案書等の提出

(1) 提出書類

「プロポーザル等提案書（様式第2号）」により提出すること。

参加表明書の提出時にすでに提出した書類についても改めて提出すること。

- ①プロポーザル等提案書（様式第2号）

- ②事業者の業務実績調書（様式第3号）

- ③実施体制調書（様式第5号）

- ④管理技術者の業務実績調書（様式第6号）

- ⑤担当技術者の業務実績調書（様式第6号）

- ⑥技術提案書（任意様式）

A4サイズの任意様式で作成すること。文字サイズは11ポイント以上とすること。技術提案書は10ページ（表紙及び目次を除き、図表等を含む。両面印刷で5枚）を上限とする。

⑦見積書（任意様式）

(2) 提出先

土木課への持参に限る。提出期間は、令和4年10月21日（金）午前9時から令和4年10月31日（月）午後5時までとする。

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部：A版、両面印刷、ホチキス止めとする。）ファイル綴じ込み等製本はしないこと。

10 審査委員会

プロポーザルの審査は、前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務公募型プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

11 審査手順

(1) 書類審査（第1次審査）

審査委員会は、提案書等について、12審査基準に示す審査基準に従って評価を行い、得点の合計が最も高い提案から上位5事業者を選考する。ただし、参加事業者が5事業者に満たないとき又は評価の低い参加事業者が複数あるときは、5事業者に満たない参加事業者を選考することがある。提案者が5者以下のときは、第1次審査を省略することができる。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング（第2次審査）

第1次審査を通過した参加事業者を対象に、次の時間配分により第2次審査を実施する。審査の順番については、原則として提案書等の受付順とする（第1次審査後に通知する）。開始時間及び場所は、第1次審査通過者に別途通知する。

プレゼンテーション 20分以内

ヒアリング 20分以内

※パワーポイント等のパソコンを利用する場合は、各自持参すること。

※参加事業者は、事業計画書の内容を説明するためにスクリーン等を使用することができる。これらを使用する場合は事前にその旨を市に連絡すること。

※市はスクリーン及び電源コンセントは用意するが、それ以外に必要な機材（パソコン、プロジェクター、ポインター、ケーブル等）は参加事業者が準備すること。

(3) 審査の結果

第1次審査及び第2次審査の最低基準点は満点の70%とする。審査結果は、

全参加事業者文書で通知する。また、最終審査結果は、市のホームページ上でも公表する。

第1次審査及び第2次審査において、各参加事業者の点数は、各審査委員が採点した合計点数の全審査委員の合計とする。ただし、参加事業者ごとの評価点数のうち最高点数と最低点数を除いた上で合計点を算出するものとする。なお、最高点数又は最低点数が複数存在する場合でも、最高点数1つ、最低点数1つのみとする。

審査の結果、最優先候補者又は次点者が複数ある場合は、同点の者を比較して、技術提案に対する評価の高い順に順位をつける。技術提案に対する評価も同点の場合は、企業実績評価の高い順、企業実績も同点の場合は、参考見積評価の高い順に順位をつける（同点の場合の比較は、前述の最高点数又は最低点数の削除は行わずに集計した上で比較する）。

1.2 審査基準

審査における評価項目及び配点は次のとおりとする。

(1) 企業実績

①業務遂行技術力・・・配点（1次審査20点、2次審査10点）

過去5年間の同種業務実績が何件あるか。

②業務実施体制・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

本業務の実施体制は適切であるか。

(2) 管理技術者の技術力

①技術者資格・・・配点（1次審査30点、2次審査15点）

管理技術者は技術者資格を有しているか。

・技術士資格（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）、RCCM資格（「都市計画及び地方計画」）若しくは一級建築士を有する。

②実務実績・・・配点（1次審査30点、2次審査10点）

管理技術者は、過去5年間に同種業務実績が何件あるか。

(3) 担当技術者の技術力

①技術者資格・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

担当技術者は技術者資格を有しているか。

・技術士資格（総合技術監理部門「建設-都市及び地方計画」又は建設部門「都市及び地方計画」）、RCCM資格（「都市計画及び地方計画」）若しくは一級建築士を有する。

②実務実績・・・配点（1次審査10点、2次審査5点）

担当技術者は、過去5年間に同種業務実績が何件あるか。

※担当技術者調書に記載してある技術者で評価するが、複数人の場合、上記

①②の合計で最も高得点となる技術者を評価の対象とする。

(4) 技術提案に対する評価

①業務実施方針・・・配点（１次審査１５点、２次審査１０点）

本業務の目的及び内容並びに前平公園の現状及び課題について理解されており、実施可能な工程及び体制が提案されているか。

②技術提案・・・（１次審査１５点、２次審査１０点）

本業務に対する理解が十分で、提案内容が条件と整合性が図られているか。

③提案の実現性・・・（１次審査１５点、２次審査１０点）

提案内容が理論的、効率的かつ効果的であり、現実性があるか。

④独創性・・・（１次審査１５点、２次審査１０点）

工学的知見に基づく提案、実情や課題を踏まえた独創的な提案があるか。

(5) コスト削減

①コスト削減に対する取組・・・配点（１次審査３０点、２次審査１０点）

見積価格が上限額の範囲内であり、かつ、提案内容と価格を比較した場合、

本事業の目的達成への寄与度が優れているか。

1 3 業務価格の上限

この前平公園公募設置管理制度導入可能性検討業務にかかる概算業務価格の上限は下記のとおりとし、提案書等で提出された金額をもとに、候補者から見積書を徴取して契約を締結する。

12,991,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

1 4 契約の締結

審査により、候補者として決定した者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調のときは、次点者と契約締結の交渉を行う。なお、契約書は、仕様書及び提案書等に基づいて決定するものとし、当初仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。

1 5 その他

(1) 提案書等の作成及び提出等プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) プロポーザル及び契約の手続き並びに業務の実施において、使用する言語は日本語とし、使用する通貨は円とする。

(3) 提案書等については、期限後の提出、差し替え等は認めない。